

バス運転士等確保支援事業費補助金交付要綱

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>令和<u>8</u>年度 高知県バス運転士等確保支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>第3条 (第1号 略) (2) 運転士 主たる業務としてバス、<u>路面電車又は鉄道</u>の運転に従事するものをいう。 (第3号 略) (4) 採用移住者 補助事業者が令和<u>8</u>年度に運転士又は空港グランドハンドリングスタッフとして新たに採用する高知県外からの移住者であって、別表第2に掲げる要件を全て満たすものをいう。 (第5号～第8号 略)</p> <p>第4条～第15条 (略)</p> <p>附 則 1 この要綱は、令和6年6月21日から施行し、同年4月1日から適用する。 2 この要綱は、令和<u>9</u>年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条、第9条及び第12条から第14条<u>まで</u>の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>令和7年度 高知県バス運転士等確保支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>第3条 (第1号 略) (2) 運転士 主たる業務としてバス又は路面電車の運転に従事するものをいう。 (第3号 略) (4) 採用移住者 補助事業者が令和7年度に運転士又は空港グランドハンドリングスタッフとして新たに採用する高知県外からの移住者であって、別表第2に掲げる要件を全て満たすものをいう。 (第5号～第8号 略)</p> <p>第4条～第15条 (略)</p> <p>附 則 1 この要綱は、令和6年6月21日から施行し、同年4月1日から適用する。 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条、第9条及び第12条から第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。</p>

バス運転士等確保支援事業費補助金交付要綱

新 旧 対 照 表

新		旧	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
補助事業者	定義	補助事業者	定義
乗合バス事業者	県内に本社を置き、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号（イ）に基づく一般乗合旅客自動車運送事業を営む者であって、市町村を跨ぐ広域的路線を運行する交通事業者	乗合バス事業者	県内に本社を置き、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号（イ）に基づく一般乗合旅客自動車運送事業を営む者であって、市町村を跨ぐ広域的路線を運行する交通事業者
軌道事業者	県内に本社を置き、軌道法（大正10年法律第76号）に基づく運送事業を営む交通事業者	軌道事業者	県内に本社を置き、軌道法（大正10年法律第76号）に基づく運送事業を営む交通事業者
<u>鉄道事業者</u>	<u>県内に本社を置き、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）に基づく鉄道事業を営む交通事業者</u>	空港グランドハンドリング事業者	高知龍馬空港の地上支援業務を受託する事業者
空港グランドハンドリング事業者	高知龍馬空港の地上支援業務を受託する事業者		
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
採用移住者の条件	次の各号に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 雇用の日が県外から高知県への移住の日より1年以内であること。 (2) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。 (3) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている補助事業者への就業でないこと。 (4) 週20時間以上の雇用契約に基づいて就業していること。 (5) 採用日（最初の雇用契約日）が令和8年度であること。 (6) 雇用された補助事業者に、補助金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。 (7) 県税の滞納がないこと。 (8) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。	採用移住者の条件	次の各号に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 雇用の日が県外から高知県への移住の日より1年以内であること。 (2) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。 (3) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている補助事業者への就業でないこと。 (4) 週20時間以上の雇用契約に基づいて就業していること。 (5) 採用日（最初の雇用契約日）が令和7年度であること。 (6) 雇用された補助事業者に、補助金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。 (7) 県税の滞納がないこと。 (8) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
別表第3（第3条関係）		別表第3（第3条関係）	
従事する業務	経験者加算金の条件	従事する業務	経験者加算金の条件
運転士（バス）	大型自動車第二種運転免許を保有	運転士（バス）	大型自動車第二種運転免許を保有
運転士（軌道）	乙種電気車運転免許を保有	運転士（軌道）	乙種電気車運転免許を保有
<u>運転士（鉄道）</u>	<u>甲種内燃車運転免許を保有</u>	空港グランドハンドリング	1年以上の業務経験あり
空港グランドハンドリング	1年以上の業務経験あり		

別表第4（第4条関係）

補助対象事業 及び 補助対象経費	補助率 (上限額)	備考
移住支援金	1/2 （世帯での移住の 場合 50 万円、 単身での移住の 場合 30 万円）	1. 令和 <u>9</u> 年 3 月 15 日までに採用移住者に支給されたものを補助対象とする。 2. 下記のいずれかに該当する場合は補助対象外とする。 ①採用移住者が、「高知県地方創生移住支援事業」に基づく、移住支援金の受給要件を満たす場合 ②採用移住者が過去に受給者となっている。 ③採用移住者が過去に受給者の同一世帯の者となっている。
経験者加算金	1/2 (25 万円)	令和 <u>9</u> 年 3 月 15 日までに採用移住者に支給されたものを補助対象とする。

別表第4（第4条関係）

補助対象事業 及び 補助対象経費	補助率 (上限額)	備考
移住支援金	1/2 （世帯での移住の 場合 50 万円、 単身での移住の 場合 30 万円）	1. 令和 <u>8</u> 年 3 月 15 日までに採用移住者に支給されたものを補助対象とする。 2. 下記のいずれかに該当する場合は補助対象外とする。 ①採用移住者が、「高知県地方創生移住支援事業」に基づく、移住支援金の受給要件を満たす場合 ②採用移住者が過去に受給者となっている。 ③採用移住者が過去に受給者の同一世帯の者となっている。
経験者加算金	1/2 (25 万円)	令和 <u>8</u> 年 3 月 15 日までに採用移住者に支給されたものを補助対象とする。

別表（別記第1号様式関係）記載例
会社名： 作成日： (単位：円)

番号	採用移住者			移住支援金			経験者加算金				計		各年度4月1日時点の雇用状況				
	氏名	世帯又は単身	雇用の日	支給日	支給額(A)	補助申請額(B)	支給日	支給額(C)	補助申請額(D)	支給額(A)+(C)	補助申請額(B)+(D)	R7	R8	R9	R10	R11	
1	山田 海男	世帯	R6.5.1に有期雇用契約。 R6.11.1に無期雇用契約	R6.6.15	1,000,000	500,000			1,000,000	500,000							
2	草野 花子	単身	R6.5.1に無期雇用契約	R6.6.15	600,000	300,000	R6.6.15	500,000	250,000	1,100,000	550,000						
3																	
計					1,600,000	800,000		500,000	250,000	2,100,000	1,050,000						

雇用状況を報告する際は「在職」又は「離職」と記入してください。

添付書類
 1 世帯全員の住民票
 2 補助事業者での雇用を確認できる書類
 3 採用移住者が、本県において県税の滞納がないことを証する証明書
 4 補助事業者が、本県において県税の滞納がないことを証する証明書又は、県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）
 ※1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。
 ※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険被保険者資格証明書等の写し等。
 補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険被保険者資格証明書の写し等。
 (注) マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーカードの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険被保険者資格証明書の保険者番号及び被保険者など記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。
 5 採用移住者が経験等を有することを確認できる書類（※経験者加算金の支給がある場合のみ）
 運転士：有効な免許証の写し
 空港ブランドハンドリングスタッフ：職歴を確認できる書類（様式任意。ただし本人の署名があるものに限る。）
 6 離職理由説明書（第12条3項に基づく、雇用状況の報告で、離職者ありの報告をする場合：様式自由）

別表（別記第1号様式関係）記載例
会社名： 作成日： (単位：円)

番号	採用移住者			移住支援金			経験者加算金				計		各年度4月1日時点の雇用状況				
	氏名	世帯又は単身	雇用の日	支給日	支給額(A)	補助申請額(B)	支給日	支給額(C)	補助申請額(D)	支給額(A)+(C)	補助申請額(B)+(D)	R7	R8	R9	R10	R11	
1	山田 海男	世帯	R6.5.1に有期雇用契約。 R6.11.1に無期雇用契約	R6.6.15	1,000,000	500,000			1,000,000	500,000							
2	草野 花子	単身	R6.5.1に無期雇用契約	R6.6.15	600,000	300,000	R6.6.15	500,000	250,000	1,100,000	550,000						
3																	
計					1,600,000	800,000		500,000	250,000	2,100,000	1,050,000						

雇用状況を報告する際は「在職」又は「離職」と記入してください。

添付書類
 1 世帯全員の住民票
 2 補助事業者での雇用を確認できる書類
 3 採用移住者が、本県において県税の滞納がないことを証する証明書
 4 補助事業者が、本県において県税の滞納がないことを証する証明書又は、県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）
 ※1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。
 ※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等の写し等。
 補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等の写し等。
 (注) マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーカードの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者など記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。
 5 採用移住者が経験等を有することを確認できる書類（※経験者加算金の支給がある場合のみ）
 運転士：有効な免許証の写し
 空港ブランドハンドリングスタッフ：職歴を確認できる書類（様式任意。ただし本人の署名があるものに限る。）
 6 離職理由説明書（第12条3項に基づく、雇用状況の報告で、離職者ありの報告をする場合：様式自由）